

投資口分割基準日設定公告

本投資法人は、平成三十年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもつて、その所有する投資口一口を八口とする投資口分割により、投資口の割当てを受ける投資主と定めましたので公告します。

平成三十年二月十三日

東京都港区六本木六丁目十番一号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人

執行役員 峯村 悠吾